

第2期北海道障がい者基本計画【改訂版：基本的な考え方】

1 計画の見直し等

(1) 計画見直しの趣旨

- 道では、平成25年3月に、計画期間を平成35年3月までとする「第2期北海道障がい者基本計画」を策定し、希望するすべての障がい者が安心して地域で暮らせる社会づくりを基本的な目標として、北海道における障がい者施策の促進に取り組んできていますが、計画策定から5年が経過しています。
- この間、国においては、平成25年6月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」という。）」が制定され、同年9月には、計画期間を平成30年3月までとする第3次障害者基本計画が策定されました。
- 現在、国では、平成26年2月に批准した「障害者の権利に関する条約」の理念を踏まえ、平成30年度から平成34年度までを計画期間とする「第4次障害者基本計画」の策定作業が進められており、こうした障がい者施策の動向や、道の基本計画の推進状況などを踏まえ、障がい者施策の推進を確実に進めるため、計画の中間見直しをします。

(2) 計画の性格及び位置付け

- この計画は、障害者基本法第11条第2項に基づく都道府県障害者計画として道が策定するものです。
- また、この計画は、「北海道総合計画」が示す政策の基本的な方向に沿って策定、推進する特定分野別計画として位置付けています。

(3) 計画の期間

- 計画期間は、平成25年度から平成34年度までの10年間ですが、平成29年度に、目標の達成状況や障がい施策の動向、国の第4期障害者基本計画の策定作業などを踏まえて、必要な見直しを行うこととします。

(4) 対象とする障がい者の範囲

- 平成23年に改正された障害者基本法第2条において、障がい者とは、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。」と定義されました。

- また、社会的障壁とは、「障害がある者にとって日常生活及び社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。」と定義し、障がい者が社会参加する際の制限や制約の原因は障がい者個人にあるものではなく、機能障がいと社会的障壁との相互作用によって生じるものであるという障害者権利条約の考え方も取り入れられました。
- こうしたことから、この計画では、障害者基本法第2条の規定に基づき、社会的障壁によって継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある方々を対象としており、難病患者の方々も含んでおります。

(5) 障がい保健福祉圏域

- 北海道における障がい者施策の積極的な推進を図るためには、市町村の人口規模や各種施策の内容等に応じた広域的な調整が必要であることから、北海道障がい保健福祉圏域を設定し、保健・医療・福祉サービスの重層的なネットワークを推進します。
- なお、この圏域は第二次医療圏と同様に、本道を21に区分しています。

2 計画の見直し体制等

(1) 計画の見直し体制

ア 審議会における協議

障害者基本法に基づき設置している「北海道障がい者施策推進審議会」において協議します。

なお、各施策については、審議会に設置した各検討部会において個別に協議します。

イ 関係部局との協議

北海道障がい者条例に基づき庁内に設置した「北海道障がい者が暮らしやすい地域づくり推進本部」の幹事会を活用し協議します。

(2) 市町村との連携

市町村が策定することとなる「市町村障害者計画」との調和を図るため、21の障がい保健福祉圏域ごとに設置している「障がい福祉計画等圏域連絡協議会」において、道及び市町村間で意見交換を行います。

(3) 道民等の意見反映

関係団体との意見交換を行うほか、地域住民の方々の意見を計画に反映させるため、道内各地域でタウンミーティングを開催するとともに、広く道民の皆様の意見を伺うため、パブリックコメントを実施します。

3 計画見直しのポイント

障害者基本法を踏まえ策定した現行の計画を基本とし、現在、国が策定作業を進めている「第4次障害者基本計画」の内容や、道の障がい者施策の推進状況などを踏まえて、必要な見直しを行います。

4 計画の基本的な考え方

① 生活支援

【施策の考え方】

障がいのある人が自らの決定に基づき、身近な地域で日常生活又は社会生活を営むことのできる体制を整備します。

また、在宅サービスの量的・質的充実を図り、施設入所者の地域生活への移行を推進するとともに、障がい福祉・医療を支える人材の養成・確保に努めます。

【主要な施策】

1. 生活支援体制の充実
2. 相談支援体制・地域移行支援の充実
3. 意思決定支援の推進
4. 障が福祉サービス・地域生活支援事業の充実
5. 人材の養成・確保
6. 生活安定施策の推進

② 保健・医療

【施策の考え方】

障がいのある人が身近な地域において、保健サービス、医療、リハビリテーション等を受けることが出来るよう提供体制の充実を図るとともに、障がいの原因となる疾病等の予防、早期発見、治療の推進を図ります。

また、精神障がいのある人に対し必要な支援を行うことにより、地域生活への移行と定着を促進するとともに、難病に関する施策を推進します。

【主要な施策】

1. 適切な保健・医療の提供
2. 障がいの原因となる疾病等の予防・治療
3. 精神障がいのある人や難病患者の方など障がいの特性に応じた支援の充実

③ 療育・教育

【施策の考え方】

障がいのある子どもの発達を支援するため、早期発見から早期療育、さらには学齢期への円滑な移行や学校教育におけるインクルーシブ教育システムの推進などに

加え、医療的ケアを必要とする子どもたちへの支援の充実など、心身の発達の段階や年齢に応じた支援を地域で一貫して取り組むことができるよう、体制の充実を図ります。

また、できるだけ身近な地域において、専門的な療育や教育を受けられる体制の整備を促進します。

【主要な施策】

1. 障がいのある子どもに対する支援の充実
2. 学校教育の充実
3. 医療的ケアを必要とする子どもへの支援の充実

④ 就労支援

【施策の考え方】

障がいがあっても、地域において、いきいきと働くことができるよう、社会全体で応援する機運の醸成を図りながら、企業等と連携・協働し、障がいのある人の意欲や特性に応じた、就労機会の拡大と工賃(賃金)水準の向上や職場定着を促進します。

【主要な施策】

1. 道民、企業、行政等が一体となった応援体制づくり
2. 一般就労の推進
3. 多様な就労の機会の確保
4. 福祉的就労の底上げ

⑤ 社会参加

【施策の考え方】

障がいのある人が自らの選択と決定により、参加することのできる様々な活動の機会を増やすとともに、障がい者が社会参加の主体として活躍できるよう、社会のあらゆる場面でのアクセシビリティの向上をはじめとする環境整備を促進します。

さらに、障がいのある人と地域住民等が交流する場の整備、コミュニケーション手段の確保、移動に関する支援の利用促進などに努めます。

【主要な施策】

1. 社会参加の促進
2. スポーツ・文化活動の振興
3. 生涯学習機会の充実

⑥ 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

【施策の考え方】

障がいのある人への差別を禁止し、障がいのある人の暮らしづらさを解消するとともに、障がい者の権利を最大限に尊重することなどについての理解促進を図ります。

【主要な施策】

1. 権利擁護の推進・虐待の防止
2. 成年後見制度等の活用促進
3. 理解の促進
4. 地域福祉活動の推進

⑦ 生活環境

【施策の考え方】

障がいのある人もない人も、すべての人が地域社会において、安全に生活できるよう、住まいから交通機関、まちなかまで連続し、冬期における安全で快適な道路交通の確保と防災・防犯対策を推進します。

【主要な施策】

1. 住まい・まちづくりの推進
2. 移動・交通のバリアフリーの促進
3. 防災・防犯対策の推進

⑧ 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実

【施策の考え方】

ICT（情報通信技術）の活用により、情報アクセシビリティの向上に取り組むとともに、情報提供や意思疎通支援の充実等、障がいのある人のコミュニケーション手段を拡充し、自立と社会参加を促進します。

【主要な施策】

1. 情報通信における情報アクセシビリティの向上
2. 意思疎通支援の充実
3. 選挙等における配慮

※ 国が策定する障害者基本計画と整合性を図る必要があることから、ここに示した枠組については変更することがあります。

5 計画の推進等

(1) 計画推進のための実施計画

この計画の推進にあたっては、障害者総合支援法に基づき別途策定する「北海道障がい福祉計画」を実施計画として位置付け、施策を展開していくこととしておりますが、来年度スタートする「第5期北海道障がい福祉計画」からは、新たに都道府県に策定が義務づけられた「障害児福祉計画」の内容を盛り込むこととしており、乳幼児、学齢期、就労期、高齢期といったライフサイクル全体を通じ、障がいのある方に対し一貫した支援の推進を図ることとします。

(2) 計画の推進管理

計画の着実な推進を図るため、「北海道障がい者施策推進審議会」や21圏域に設置する「障がい福祉計画等圏域連絡協議会」において実施計画の推進状況の把握・分析・評価等を行い、PDCAサイクルによる実効性のある取組の推進に努めることとします。

6 第2期北海道障がい者基本計画の見直しスケジュール

- 9月 ・ タウンミーティング
- 10月 ・ 北海道障がい者施策推進審議会
- 12月 ・ 計画（素案）～議会報告
・ 素案に対するパブリックコメント
- 2月 ・ 北海道障がい者施策推進審議会
・ 計画（案）～議会報告
- 3月 ・ 計画策定